

ホームページはこちら

令和8年上半期 出火原因別火災状況

(1月1日～6月30日まで)

🔥 令和8年上半期の主な出火原因 🔥

令和8年上半期は、すでに71件の火災が発生しており、過去10年間に於いて過去最多となっています。

このまま推移すると、出火率（人口1万人に対する火災件数）は、10.56（件/万人）と、国内出火率（令和7年暫定値）3.28（件/万人）と比較し、3倍以上の数値となります。

出火原因を踏まえ、皆様方一人ひとりが火災予防を心掛け、火災の減少にご協力をお願いします。

第1位 焼却火 38件

第2位 たばこ 4件

第3位 こんろ 3件

第4位 取灰 2件



出火原因として最も多い「焼却火」は、田畑のあぜ焼きによるものが大部分を占めています。

火災予防のため、火災警報や林野火災注意報の発令時には、屋外での火の使用は中止してください。

🔥 令和8年上半期市町別火災状況 🔥



火災種別の内訳は、建物火災18件、林野火災5件、車両火災5件、その他の火災43件です。

また、市町別では、西脇市10件、加西市26件、加東市26件、多可町9件の火災が発生しています。

🔥 過去上半期の主な出火原因 🔥

	焼却火	放火・放火の疑い	ストーブ	たばこ	コンロ
R7	22	4	2	3	
R6	25	3	2	1	1
R5	29	7	1		2
R4	29	3		1	4
R3	21			1	1

過去5年間の主な出火原因を比べてみても、焼却火からの出火件数が格段に多く、北はりま消防組合の特徴となっています。

全国的に見ても焼却火から大規模な林野火災へ発展するケースが多発しており、北はりま消防組合管内でも上半期に発生した林野火災の出火原因は、全て焼却火によるものでした。

救助工作車を更新しました！

西脇消防署に配備されている救助工作車（西脇3）は、平成16年に、旧にしたか消防本部で運行が開始され、幾多の災害現場で活躍してきました。しかしながら、運行から20年以上が経過し、車両、装備及び積載資機材の老朽化が著しくなったことから、安全・迅速な活動を目的に更新したものです。

今回更新された救助工作車は、複雑多様化する救助現場に対応するため、ダブルキャブハイルーフバス型5.5トン増級4WD消防専用シャシを採用し、大型照明、クレーン、ウインチ装置等を装備するとともに多くの救助用資機材が積載されています。

また、キャビン内には広い空間を確保し、出動する救助隊員が災害現場に応じた装備を車内で着脱しやすいように工夫されています。

新しく配備された救助工作車は、緊急消防援助隊に登録され、北はりま消防組合の管轄区域だけでなく、全国各地で発生した大規模災害にも出場します。



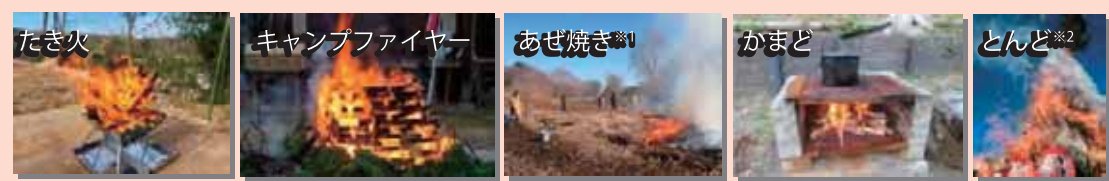
救助工作車（西脇3）

火災警報・林野火災注意報の発令と火の使用制限について

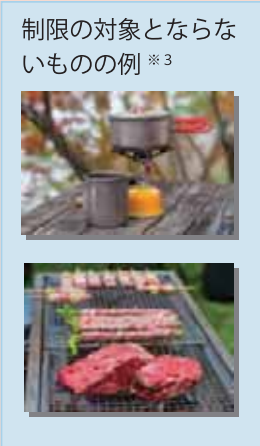
令和8年2月25日より、火災が発生しやすい気象条件に達した場合は、「**火災警報**」や「**林野火災注意報**」を発令し、「屋外における裸火で火の粉が飛散する行為」を制限することで林野火災の予防に努めることになりました。

区 分	火災警報 消防法第22条	林野火災注意報 火災予防条例第29条の8
発令指標	次の全ての条件を満たした場合 ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下 ②乾燥注意報が発令されている場合 ③強風注意報が発令されている場合 ④消防長が定める場所で7mを超える風速が観測される場合 ※上記に加え、当日の気象状況を考慮し発令の判断をします(林野火災注意報も同じ)。	左記の①及び②の条件を満たした場合
発令地域	北はりま消防組合が管轄する西脇市・加西市・加東市・多可町に対し、市町ごとに発令します。	
周知方法	北はりま消防組合ホームページ、消防職員による巡回広報 市町からの広報 (例) 防災行政無線、防災ネット、かさいライフナビなど	
火の使用制限対象	以下の 火の使用の制限に従わなければなりません 。 ①山林、原野等において火入れをしないこと。 ②屋外において、花火(がん具用を含む。)を行わないこと。 ③屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。 ④屋外において、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと。 ⑤屋外において、たばこの吸がらや灰を始末する際は、火が確実に消えていることを確認すること。	左記の <u>火の使用の制限に従うよう努めなければなりません</u> 。
解除基準	発令指標に該当しなくなったとき	
罰 則	30万円以下の罰金又は拘留 (消防法第44条第18号)	罰則はありません。

「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」が対象



- ※1 野焼きやあぜ焼きは原則禁止されています。農業又は林業を営む上でやむを得ないとされた場合においても、制限の対象となります。
- ※2 伝統行事や地域行事であっても、裸火で火の粉が飛散する行為は、制限の対象となります。
- ※3 火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等(バーベキュー台、七輪、ガス器具など)を、それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象とはなりません。



火の使用制限の対象となる行為を計画されている皆様へ

- 「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等」の届出をされている場合でも、火の使用の制限の対象となります。
- 「火災警報」又は「林野火災注意報」は、1日2回(9時ごろ・13時ごろ)発令の要否を決定し、ホームページに掲載します。※火災予防上危険と判断された場合は、これ以外に発令されることもあります。
- 火災警報等が発令されている場合は、日程を変更するなど火の使用の制限にご協力をお願いします。



北はりま消防組合
ホームページ



2026年度全国統一防火標語

「火の確認 いい日を支える いい習慣」

泡消火薬剤取扱訓練実施！

(加西消防署)

令和8年5月13日(水)、20日(水)の2日間、加西市クリーンセンター内において、加西消防署、加西南出張所、加西北出張所及び加東消防署(化学車隊員)の職員を対象に、泡消火薬剤を使用した泡消火薬剤取扱訓練を実施しました。

加西消防署にはC A F S (圧縮空気発泡装置) を搭載している消防車両が2台あり、この装置によって消火用の水に圧縮空気と泡消火薬剤を混合させて発泡させることで、放水水による消火活動が可能となります。さらに、加東消防署に配備されている化学車との連携訓練も実施し、応援出動に備えるのスキルアップに努めました。

この訓練により、泡消火薬剤の有効性を再確認することができました。

今後も継続して訓練に取り組む、現場対応能力の向上につなげていきます。



西脇北バイパス連携訓練実施！
(西脇消防署)

令和8年6月13日(土)の国道175号西脇北バイパス全線開通に伴い、周辺の交通量増加や事故リスクの高まりが懸念されています。本路線は高架で片側車線の対面通行であり、路肩も狭く、有事の際は現場への進入路が限られるため、迅速な初動対応が必要となります。

そこで西脇消防署では、災害発生時の確実な進入経路の選定と、部隊間の緊密な連携強化を目的として、現地確認及び事故を想定した連携訓練を実施しました。

地域の皆様の安全・安心を守るため、今後も有事への備えを徹底してまいります。

水防訓練実施！

(加東消防署)

令和8年6月12日(金)、15日(月)の2日間、加東消防署において水防訓練を実施しました。

近年、各地で線状降水帯や局地的大雨(ゲリラ豪雨)が多発し、甚大な被害をもたらしています。今後、北はりま消防組合管内においても、これらの発生が十分に考えられ、水害発生時には、迅速かつ的確な活動が求められます。

訓練では、水防活動における土のう作成、積み土のう工法といった基本的な手技を再確認するとともに、職員間で共通認識を持ち、水防活動における知識及び技術の向上を図りました。

今後も継続して訓練を重ね、災害時には職員一人ひとりが迅速に活動できるように努めてまいります。



北はりま消防テレホンサービス 〈災害案内 0795-48-0143〉 〈病院案内0795-48-0147〉

【病院案内利用時間】 平日17:30～翌朝8:30 土・日曜日・祝日9:00～翌朝8:30

※医療機関を受診される場合は、事前に必ず医療機関へ電話確認をお願いします。

令和8年度危険物安全週間推進標語
「つかみ取れ！めざす無事故の頂を」



消防署ト



解体予定の旧中町中学校の校舎を借りし、西脇消防署救助隊と多可出張所、多可北出張所、多可南出張所の消防隊が、それぞれ訓練を実施しました。

今回の訓練は、実建築物を利用させていただいたことから、災害現場に近い緊張感をもって訓練することができ、その中で、破壊器具の操作手順や迅速な救出ルートの確保など、実践的な技術を磨くことができました。この貴重な経験は、隊員一人ひとりのスキルアップと、地域全体の防災力強化に直結するものです。

校舎の提供にご協力いただいた関係者の皆様に心より感謝申し上げます。今後も地域の安全・安心のため一層の災害対応力向上に努めてまいります。

旧中町中学校消防訓練
(西脇消防署)



令和8年6月17日(水)、24日(水)の2日間、加東市山口の昭和池において水難現場対応訓練を行いました。

訓練では、水難資機材の取扱方法を習熟するとともに、迅速かつ的確な救助者救出活動技術の向上に努めました。

また、水難現場は、陸上と比較し、隊員間の意思疎通が難しく、より危険を伴う水中での活動となることから、隊員相互の連携強化を図り、徹底した安全管理体制での活動も訓練の目的としています。

皆さん、まだまだ暑い日が続く、海や川など水辺を訪れる機会が多くあると思います。水遊びは、楽しい反面、多くの危険が潜んでいます。水の怖さを認識し、楽しいサマーウォーターアクティビティにしましょう!!

水難現場対応訓練を実施!
(加東消防署)



地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」を実施しました
(加西消防署)

令和8年6月1日(月)～6月5日(金)の間、トライやる・ウィークの実施に伴い、加西市内の中学生8名を加西消防署で受け入れました。

期間中は、予防係の業務である「立入検査」に随行し、加西市内にある物販店舗で消防設備の維持管理状況や、関係者しか出入りできないバックヤードを含めた建物内の整理整頓状況をチェックしました。

立入検査を実施することにより、火災の発生を未然に防ぎ、また、万が一火災が発生した場合には、早期発見、初期消火の実施、さらにはスムーズな避難経路の確保など、予防係の業務が大きな意味を持つことを理解してくれたことだと思っています。

生徒達にとって、普段では経験できない貴重な時間になりました。

消防車・救急車の要請は局番なしの 119



令和7年度 情報公開条例及び個人情報保護条例の施行状況

北はりま消防組合では、より開かれた組合行政の推進を目指して、保有している行政情報について、閲覧や写しの交付を請求できる情報公開制度を実施しています。

また、より公正で信頼される組合行政の推進を目指し、組合で保有している個人情報について取扱いのルールを定めるとともに、開示、訂正等を請求できる個人情報保護制度を実施しています。

この2つの制度の令和7年度の実施状況を次のとおり公表します。

令和7年度情報公開の実施状況

実施機関	開示請求件数	全部開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	審査請求
管理者	3件	0件	3件	0件	0件	0件	0件

令和7年度個人情報開示実施状況

実施機関	開示請求件数	全部開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	審査請求
管理者	2件	0件	2件	0件	0件	0件	0件

令和8年度 北はりま消防組合予算の状況

予算総額2,533,724千円



歳入	款	内容	金額
分担金及び負担金	組合を構成する市町からの負担金		2,510,776千円
使用料及び手数料	消防検査等の手数料		2,440千円
国庫支出金	国からの補助金		825千円
財産収入	基金の運用利子		6,501千円
繰越金	前年度の繰越金		1,000千円
諸収入	その他の収入		12,182千円



歳出	款(目)	内容	金額
議会費	組合議会の運営活動費用		349千円
総務費	組合全体の事務管理費用		36,217千円
消防費(常備消防費)	消防業務に係る費用(人件費含む。)		2,420,901千円
公債費	借入金の返済費用		72,257千円
予備費	随時の支出に備えておく費用		4,000千円

※歳入の 99.1%を占める「分担金及び負担金」とは、消防組合の運営に要する費用を構成市町からご負担いただいているお金などを指します。

また、歳出のうち 95.5%を占める「常備消防費」とは、職員の給与や消耗品、備品の購入、消防・救急等の資機材の保守費用など、消防組合の運営に常時必要となる費用を指します。

わたが家の 消防士 大募集!!

あなたのお子様も消防士や救命士になって写真を撮ってみませんか?

北はりま消防本部には約 100 センチサイズの活動服や救急服があります。

気軽にお問合せください。



お問合せ

消防本部予防課 (平日 9:00 ~ 17:00)
電話: 0795-27-8122
e-mail: fd_yobo@kitaharima119.net

編集部から

こどもは10年も経てば見違えるほど素敵に成長します。北はりま消防組合は、平成23年の発足から今年で15年が経過しましたが、この間、どれぐらいの成長ができたでしょうか?

皆様の安全・安心を守るため、止まることなく成長を続けたいと思います!



お知らせ

住宅用火災警報器取付支援開始

住宅用火災警報器を購入したけれど自分で取付けや取替えすることが困難な高齢者世帯等を対象に消防職員が取付け（取替え）のお手伝いをします。

〈支援対象世帯〉

- ① 65歳以上の方のみで構成されている世帯
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている方のみ世帯
- ③ その他支援の必要があると判断される世帯

〈支援内容〉

- ① 住宅用火災警報器の取付け
- ② 電池切れや故障などの住宅用火災警報器の取替え

〈支援条件〉

- ① 住宅用火災警報器は、申込者でご準備ください。
- ② 取付支援の際は、立会いをお願いします。

※取付支援は無料です。また、消防職員が物品を販売したり、金銭を要求することはありません。

【お問合せ】 消防本部予防課

電話：0795-27-8122

救命講習会のご案内

突然の心停止など「もしも」の場面で大切な命を救うため、毎月救命講習を開催しています。

救急車が到着するまでの数分間、その場にいる人の行動が救命率を大きく左右します。講習では、心肺蘇生法やAEDの使い方、応急手当の方法をわかりやすく学べ、初めての方でも安心して参加して

ただけます。

あなたの勇気ある行動が、大切な命を救います。

ご家族や友人、地域のために、ぜひ救命講習へご参加ください。

開催日程や申し込み方法は、北はりま消防組合公式サイトをご確認ください。

【お問合せ】 消防本部救急課

電話：0795-27-8125

オンライン防火管理者講習のご案内

消防法では、多数の者を収容する建物の管理権原者に対し、防火管理の推進役として防火管理者を選任し、必要な防火管理業務を行わすことが義務付けられています。

北はりま消防組合では、防火管理者としての資格を取得するため、オンラインによる講習を実施します。

〈受講期間〉

令和8年9月25日（金）～10月8日（木）

〈受講方法〉

受講期間中に、任意の場所でおおよそ10時間の講習動画を視聴（24時間視聴可能）していただくことにより資格が取得できます。

※簡単なテストがあります。

〈申込方法〉

北はりま消防組合各消防署へ規定の申込書に受講料を添えて申込みしてください。

申込書は、北はりま消防組合ホームページからダウンロードするか、最寄りの消防署で入手してください。

〈申込期間〉

令和8年8月28日（金）まで

※定員になり次第、締め切りとなります。

〈受講料〉

テキスト代、防火管理者の証交付手数料として5千円

【お問合せ】 消防本部予防課

電話：0795-27-8122

救急車？病院？迷ったときは

急病やけがなどで救急車を呼ぶべきか迷った時や、今すぐ病院に行くべきか分からない時には、電話で専門家のアドバイスを受けられるサービス「救急安心センターひょうご（#7119）」をご利用ください。

短縮ダイヤル #7119

直通ダイヤル 078-331-7119

※子どもの急病、ケガでお困りのときは

子ども医療電話相談（#8000）にご相談ください。

北はりま消防組合では、このページに掲載したお知らせ以外にも様々な情報をインターネット上のホームページで発信しています。

また、消防署への届出が必要な様式のダウンロードも可能です。

ぜひご覧ください。

北はりま消防組合

検索

<https://kitaharima119.net/home/>

携帯電話から



病院？

救急車？

…迷ったら

#7119

24時間 365日対応

がんばれ！
しょうちゃん
きゅうちゃん
その21



特別警報の巻



防災気象情報が大きく変わりました

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
～〈警戒レベル4までに必ず避難！〉～				
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意報情報			

令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用が開始されました。

自治体や気象庁などから発表される防災情報については、住民の皆様がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるように、5段階の警報レベルに合わせた数字を付して防災情報が提供されることとなっています。

警戒レベル4 避難指示や**警戒レベル3 高齢者等避難**が発令された場合は速やかに避難行動をとりましょう。

レベル5 特別警報

- ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況
- ・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

レベル4 危険警報

- ・危険な場所から全員避難する
- ※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

レベル3 警報

- ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**
- ・高齢者等以外の人も必要に応じて避難の準備や自主避難

レベル2 注意報

- ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する
- ・自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認する

レベル1 早期注意報情報

- ・災害への心構えを一段高める
- ・職員への連絡体制を確認する



避難するタイミングは

「レベル3」と「レベル4」

消防職員募集

採用予定人数 8名程度
受 付 期 間 7月21日(火)～8月14日(金)
試 験 日 時 第1次試験 9月20日(日)
第2次試験 11月10日(火)
第3次試験 12月上旬
試 験 会 場 西脇市野村町1796-502
西脇消防署
試 験 内 容 筆記試験、体力試験
その他

- ・試験内容の詳細については、試験案内をご覧ください。
- ・試験案内は、北はりま消防本部、各消防署にあります。
- ホームページからもダウンロード可能です。

【お問合せ】消防本部総務課 0795-27-8119



ご厚意に感謝します

株式会社Sugano様より、加西消防署に軽四輪貨物自動車をご寄贈いただきました。

同社は、経営理念に「社会発展の貢献」を、行動方針に「地域社会の一員としての義務」を掲げられており、積極的なボランティア活動に取り組まれています。

加西消防署へは、令和3年以降、毎年様々な資機材をご寄贈いただいており、このたびの車両は、多くの資機材を運搬することができるとともに、消防検査や狭隘な道路での地水利調査など、多岐に渡る活躍が期待できます。

住民の皆様のために、大切に使用させていただきます。ありがとうございました。

